

全国港湾Fax通信

No.

(公・事・取扱注意・親展)(写)	(発番) 全国港湾19FAX第83号
(宛先) 各 四役、中執、単組委員長、地区港湾議長 殿	2020年 5月 7日 時 分 (発信者) 全国港湾書記局 

(件名)

外航貨物船の船内荷役時の新型コロナウイルス感染症への
感染防止のための推奨事項について(国土交通省・事務連絡)

(本文) 4月30日付で、国土交通省から「外航貨物船の船内荷役時の新型コロナウイルス感染症への感染防止のための推奨事項について」が、日港協及び船主協会等へ発出されました。全国港湾が4月3日に国土交通省へ申し入れた「新型コロナウイルス感染拡大と緊急事態等への対応に関する緊急申入れ」(公文第81号)に対して、具体的対応の一つとして出されたものです。情報提供としてFAX発信します。

以上

<添付> 国土交通省・事務連絡

事務連絡
令和2年4月30日

一般社団法人日本船主協会 殿
外国船舶協会 殿
日本船舶代理店協会 殿
外航船舶代理店業協会 殿
一般社団法人日本港運協会 殿

外航貨物船の船内荷役時の
新型コロナウイルス感染症への感染防止のための推奨事項

国土交通省海事局外航課長
国土交通省港湾局港湾経済課長

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的な感染拡大の下でも、グローバル・サプライチェーンを維持し、国民生活や産業活動に必要な物資を安定的に供給していくことが求められており、そのためには、外航貨物船の船内荷役時の外航船員と港湾労働者の相互間の感染を防止するとともに、これらの労働者が安心して船内荷役に取り組むことができる環境を整えていくことが重要です。

このため、厚生労働省が企業に対して要請している取組や、国内外の外航貨物船や港湾における取組例などを参考に、下記のとおり、外航海運事業者や港湾運送事業者向けに、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行が終息するまでの当分の間の実施が推奨されるものとして、「外航貨物船の船内荷役時の新型コロナウイルス感染症への感染防止のための推奨事項」をとりまとめましたので、お知らせします。

つきましては、貴協会の傘下会員の皆様にも下記を参考に新型コロナウイルス感染症への感染防止対策の充実・強化をお願い致したく、貴協会におかれましては、傘下会員への周知にご協力をお願い申し上げます。

記

①以下のいずれかの症状がある者は、船内荷役（打ち合わせ及び作業）に従事させないこと。（有症状の外航船員は船内の別室等へ隔離し、有症状の港湾労働者は乗船させないこと。）

- ・風邪の症状や37.5度以上の発熱がある者（解熱剤を服用中の者も同様に扱う。）
- ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある者

②外航船員及び港湾労働者は、真に業務上の必要がある場合を除き、相互に接触を控えることとし、電子メールその他の方法により代替するなど業務の進め方を工夫すること。

③対面での会話や目視による点検など、やむを得ず業務上接触する場合も、以下に掲げる取組みを実施すること

- ・必要最小限の参加者及び時間で行うこと
- ・外航船員と港湾労働者の相互間の距離を確保すること（できるだけ2メートル以上）。
- ・物品（書類、USBメモリ等）の直接の手渡しはできるだけ避けること。（例えば、「一方が物品を置いた後でそこから離れ、他方が近づいて受け取る」など）
- ・外航船員は、港湾労働者の乗船中は、船内のタリールーム（検数室）や港湾労働者用のトイレ・休憩室の使用を避けること。港湾労働者は、船内の業務上必要のない場所に立ち入らないこと。

④船室内の換気に努め（※1）、打ち合わせは、屋外又は換気の良い船室内で行うこと。

※1：機械換気の場合は、換気設備を適切に運転・管理すること。窓の開閉が可能な場合は、1時間に2回程度の頻度で窓を全開して換気すること。

⑤マスク（入手できない場合は、簡易フェイスシールドや布等の鼻や口を覆うもの）を着用すること。

⑥石けんでの手洗い又は手指のアルコール消毒を徹底すること。

（出社・帰宅、乗船・下船、飲食・喫煙・トイレ等の際にこまめに実施）

⑦船側は、船内荷役を開始する前及び後に、港湾労働者が手指で触れる場所（※2）の消毒（※3）を実施すること。

※2：タラップの手すり、ドアノブ、トイレの排水レバー、打合せスペース・休憩室等のテーブルや椅子、照明や空調機器のスイッチ類、荷役機器の操作装置等の港湾労働者が手指で触れる箇所。

※3：消毒は薄めた市販の家庭用塩素系漂白剤で拭いた後に水拭きすること。または消毒用アルコール等で消毒すること。

・家庭用塩素系漂白剤は、主成分が次亜塩素酸ナトリウムであることを確認の上、0.05%の濃度に薄めて使用すること（使用方法の詳細はメーカーのホームページ等で確認すること）

・消毒用アルコールは、濃度70%以上のものを使用すること

⑧検疫所、保健所等の行政機関から指示や指導があった場合は当該指示等に速やかに従うこと。